

浜松市中小事業者等グリーン転換支援補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、原油価格及び物価高騰によるコスト増に直面する中小事業者等のコスト削減及びカーボンニュートラル対応を支援することを目的として、「浜松市中小事業者等グリーン転換支援補助金」(以下「補助金」)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項に規定する者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助事業者」という。)とする。

(1) 次に掲げるア～ウのいずれかに該当すること。

ア 浜松市内に施設等を有する中小企業者(個人事業主を除く)

イ 浜松市内に住所及び施設等を有する個人事業主

ウ 浜松市内に施設等を有する、市長が別に定める団体等

(2) 営利を目的とした事業を営んでいること。

(3) 第9条に定める申請時点において営業実態があり、申請後1年間は当該事業を営む予定があること。

(4) 購入する製品・サービス等は、浜松市内の施設等に設置又は施設等において使用すること。

(5) 市税を滞納していない者

(6) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(5) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(6) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(7) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他団体

(8) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、補助事業者が、第8条に定める実施期間中に、浜松市内の施設等を対象として有料診断を実施又は浜松市内の施設等に対して製品を設置、若しくは再生可能エネルギー活用型電気契約の料金プラン(以下「再エネ型電気契約」)に加入し、コスト削減又は省エネ効率の向上(以下、「コスト削減等」)に資する取り組みとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

(1) 補助金対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業(市長が認める場合を除く。)

(2) 公序良俗に反するおそれがある事業

(補助対象製品等)

第5条 補助金の対象となる製品・サービス等は、下表のとおりとする。

No	項目	取り組み事例
1	CO ₂ 排出量等の見える化	(1) 温室効果ガス排出量に関する有料診断 (2) 空調等配管のエア漏れ点検に関する有料診断 (3) その他、自社のCO ₂ 排出量、使用電気量等に関する有料診断
2	LED等導入	(1) LED製品全般 (2) 照明の人感センサ
3	設備更新・省エネ機器導入	(1) 「先進的省エネルギー投資促進支援事業(C)設備導入事業」(環境省)において対象設備として公表され、省エネ効果が期待される製品等 (2) 省エネラベル・統一省エネラベル・簡易版統一省エネラベル・カーボン・オフセット認証ラベル等が表示され、省エネ効果が期待される製品等
4	農業用省エネ技術等導入	(1) 園芸施設及び畜舎等へ設置する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する装置・機械等の導入又は更新 ・高効率暖房機、ヒートポンプ、木質ペレットボイラー、複合環境制御装置(制御盤で制御を行う装置に限る)、環境モニタリング装置、排熱回収装置、加温機ダクト、循環扇・換気扇、その他園芸施設及び畜舎等へ設置することで省エネルギー又はランニングコストの低減に資する装置・機械 (2) 圃場の耕耘、播種、定植、栽培管理、収穫、収穫物の調整、貯蔵、出荷等で使用する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する農業用動力機械等の導入又は更新 ・コンバイン、トラクター、運搬車、薬剤散布機、動力噴霧機、肥料散布機、管理機、移植機、フォークリフト、バックホウ、ホイールローダー(農畜産業用に使用する機械に限る)、防霜ファン、洗浄機・皮剥機、選果機・色彩選別機、製函機、包装機、保冷库等 (3) 農業用動力機械へ取り付けて使用する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する付属装置(アタッチメント)の導入又は更新 ・トラクターに取り付けて使用する各種アタッチメント(例:肥料散布機、畝立て機、草刈機等)
5	林業用省エネ技術等導入	(1) 林業機械の導入及び更新 ・チェンソー、刈払機、ブロアー等、その他森林整備及び木材生産、木材加工等に使用する機械で導入・更新することでコスト削減や省エネルギー化に資する機械 (2) 林業用運搬機械の導入及び更新 ・集材用トラクター、運材車等、その他木材や木材製品の運搬に使用する機械で、導入・更新することでコスト削減や省エネルギー化に資する機械 (3) 付属装置の導入及び更新 ・集材ウインチ機、ソーチェン、チップソー等、その他林業機械や林業用運搬機械のうちコスト削減や省エネルギー化に資する付属装置

6	水産業用省エネ技術等導入	<p>(一社) 海洋水産システム協会による水産用形式認定基準に合格した水産業用エネ技術等導入。対象機器等の型番等は、同協会のHPにて確認可能。</p> <p>(1) 環境保全型船外機等のエンジン、水産電子機器関係（魚群探知機、漁業用ソナー、漁労情報プロッタ装置、漁船用GPS受信機など）等。</p> <p>(2) 温水ボイラー、揚水ポンプ機、養殖用水車及び付随するモーター、非常用発電機、循環ろ過措置、高濃度気体置換溶解装置、フォークリフト、油圧ショベル、運搬車、草刈り機等、その他養殖池の整備に使用する機械で導入・更新することでコスト削減や省エネルギー化に資する機械が対象となる。</p>
7	再エネ型電気契約	申請日時点において再エネ型電気契約に加入し、カーボンニュートラル対応を行っていること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、コスト削減等に資する事業執行に際し必要と認められる、次の各号に掲げるものとする。(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) コスト削減等を検討するために必要となる有料診断にかかる経費
- (2) コスト削減等に資するLED又は人感センサの購入及び設置にかかる経費
- (3) コスト削減等に資する設備等の購入及び設置にかかる経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助率及び補助金の額)

第7条 項目ごとの補助率及び補助金額は以下のとおりとする。

No	項目	補助率	補助上限額	補助下限額
1	CO ₂ 排出量等の見える化	10/10	20万円	-
2	LED等導入	10/10	50万円	5万円
3	設備更新・省エネ機器導入	2/3	200万円	10万円
4	農業用省エネ技術等導入			
5	林業用省エネ技術等導入			
6	水産業用省エネ技術等導入			

No	項目	補助額	上限額
7	再エネ型電気契約	再エネ型電気契約に伴う1kWh当たりの加算額×使用した電気量(kWh)×1/2	低圧電力：264千円 高圧電力：1,320千円

(補助対象事業の実施期間)

第8条 補助対象事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 事後申請

項目	補助対象事業の実施期間 (発注・納品・支払をしていただく期間)
1～5	令和4年4月1日～令和4年12月28日
6	令和4年4月1日～令和5年1月31日

(2) 事前申請

項目	補助対象事業の実施期間 (発注・納品・支払をしていただく期間)
1～6	補助金交付決定日～令和5年9月30日

(3) 概算申請

項目	補助対象期間 (再エネ型電気の使用期間)
7	令和4年4月1日～令和5年3月31日

(交付の申請・請求)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、次の各号に掲げる書類を定める期日までに、項目1から5については郵送又はWEBにより、項目6及び7については郵送により申請しなければならない。

- (1) 補助事業の実施後に申請する場合（以下「事後申請」という。）は、「浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金募集要領」に定める申請受付期間内に、補助金交付申請書（第1号様式）の他、同要領に定める書類により申請しなければならない。
- (2) 補助事業の実施前に申請する場合（以下「事前申請」という。）は、「浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金募集要領」に定める申請受付期間内に、補助金交付申請書（第2号様式）及び事業計画書（第3号様式）の他、同要領に定める書類により申請しなければならない。
- (3) 項目7の概算申請をする場合は、「浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金募集要領」に定める申請受付期間内に、補助金交付申請書及び概算払承認申請書（第14号様式）の他、同要領に定める書類により申請しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、申請者に対する補助金の交付を決定する。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、次の各号のとおり決定を通知する。

- (1) 事後申請の場合は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。
- (2) 事前申請の場合は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。
- (3) 概算申請の場合は、補助金交付決定兼概算払承認通知書（第15号様式）により通知する。

3 補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

4 第1項の規定により決定した補助金の交付は、補助金交付申請書（第1号様式又は2号様式又は14号様式。電磁的記録を含む。）に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。定められた期間内において取得した財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項。

(事業の中止)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、中止承認通知書（第13号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第13条 事前申請又は概算申請による申請者は、第10条により決定を受けた補助事業の内容又は経費配分の変更（経費の20パーセント未満の変更である場合を除く。）をしようとするときは、予め市長の承認を得なければならない。
- 2 前項の承認の申請は、事前申請の場合は補助事業変更承認申請書（第7号様式）により、概算申請の場合は補助事業変更承認申請書（No. 7申請用）（第16号様式）により行わなければならない。
 - 3 市長は、第2項の承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業変更交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助事業の報告)

- 第14条 事前申請又は概算申請により交付の決定を受けた申請者は、補助事業完了後1か月以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。実績報告書の最終提出期限は、令和5年10月31日とし、これを過ぎてはならない。
- (1) 事前申請の場合は事業実績報告書（第9号様式）
概算申請の場合は事業実績報告書（No. 7申請用）（第17号様式）
 - (2) 補助対象経費を支出したことを証する書類（領収書等）
 - (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の額の確定)

- 第15条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書等の内容を審査し、補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 補助金の交付額の確定の通知は次の各号とおりとす。
- (1) 事後申請の場合は、申請者に対し補助金を交付することにより行うものとする。
 - (2) 事前申請又は概算申請の場合は、補助金交付額確定通知書（第10号様式）の通知をもって行うものとする。

(立入検査等)

第16条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分違反したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第11号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第18条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(不可抗力に対する補助対象事業の取扱い)

第19条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年12月1日から施行し、令和4年度から令和5年度までの補助金に適用する。